06925P-00

2017年度版

みんなが欲しかった！

行政書士の教科書

TAC行政書士講座

滝澤ななみ 編集協力

独学者のことを徹底的に考えた、
最強にわかりやすい教科書

こだわりの
フルカラーの図表で
イメージをつかみやすい！

＋

持ち運びラクラク
4冊に
分解できる！

EYE LOVE EYE

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

本書は、行政書士試験の試験科目についてまったく知識がない人でも、最初に手に取る１冊として役立つよう、普段の自分の生活と並行させて学習し、行政書士試験に合格するための基礎知識をきちんと身に付けられるよう、わかりやすさを重視して編集したものです。

ここでいうわかりやすさとは、体系的に理解しながら学習できるということです。

行政書士試験で出題される科目は、学習範囲が広く、かつ、細かいため、最初から細部ばかり見ていると、全体像がつかめなくなり、体系的な理解がおろそかになりがちです。そこで本書では、各科目の内容の全体像をつかみやすいように、全科目の概要がわかるスタートアップ講座と、各科目の冒頭には科目ガイダンスを設けました。また、本文は各科目の基本事項を中心に収録し、その科目の理解には影響しない細部は大胆にカットすることで、メリハリをつけた学習ができるように構成しました。さらに、フルカラーレイアウトにより、視覚的にも各項目のイメージをつかみやすくなるよう心がけました。

行政書士試験対策の基本的な学習プランとしては、最初のステップとして、

① 本書を使って、細部にはこだわらず基本事項だけを読む学習
② 問題集を使って、良問をたくさん解きながら知識の定着を図る解く学習
③ 再び本書に戻り、合格に必要な事項を覚える学習

の順に進めていきましょう。ここではあまり手を広げず、合格ラインの少し上を狙った学習に絞ることがポイントです。

そして、それができたら次のステップとして、苦手分野の克服や加点要素となる項目を増やすことを心がけましょう。

本書は、2017年度試験において、合格ラインの少し上を狙った学習をするため、最初のステップとして正しい道標となるよう、さらに、次のステップとして少し手を広げた学習をできるようなものとしました。

最後に、本書を十分に活用し、日々の努力を続けることによって、皆さまが行政書士試験合格の栄冠を手にされることを心よりお祈りいたします。

2017年１月

TAC行政書士講座

本書は、平成28年12月現在の施行法令および平成28年12月現在において平成29年４月１日までに施行される法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、平成29年４月１日施行の改正法令が成立した場合は、下記ホームページの法改正情報コーナーに、法改正情報を掲載いたします（平成29年４月下旬予定）。

TAC出版書籍販売サイト「Cyber Book Store」
https://bookstore.tac-school.co.jp/

本書の特長と効果的な学習法

1　スタートアップ講座　　行政書士試験で学ぶ内容をざっくり知ろう！

本書の最初に、行政書士試験の初学者向けに「スタートアップ講座」を用意しました。ここでは、これから学ぶ内容をざっくりと知ることができます。試験全体の概要をつかむことは、効果的な学習の第一歩です。

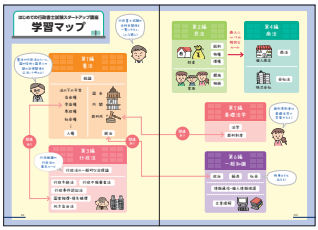

2　学習ガイダンス　　これから学ぶ科目の概要を知ろう！

各編の冒頭には、学習ガイダンスがあります。初学者の人でも安心して学習スタートを切ることができます。

各編の概要を知ろう

●全体像
科目の全体像を示す重要な骨格を図示していますので、まずはイメージをつかみましょう。

●各Chapter、Sectionの概要
Chapter、Sectionごとの象徴的なイメージをイラストや図表で示しました。

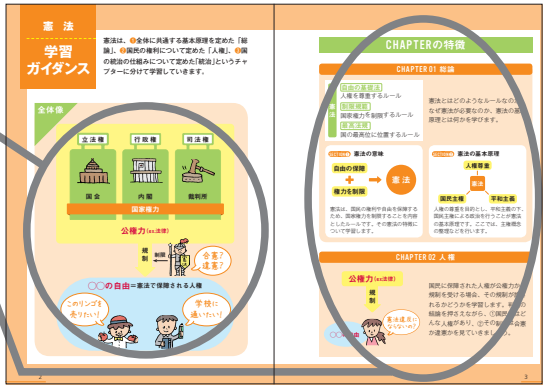

各編の試験傾向を知ろう

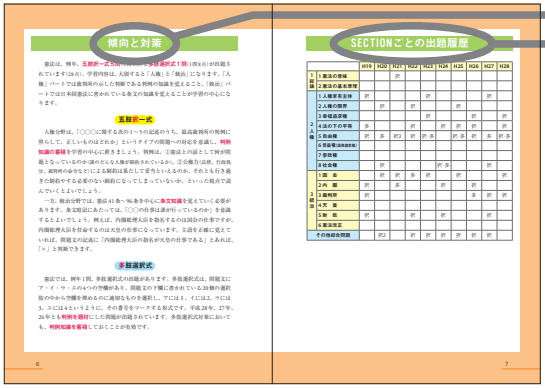

●傾向と対策
五肢択一式、多肢選択式、記述式という異なる出題形式ごとに、それぞれの出題傾向等を示しながら、留意するポイントを的確に示しています。

●SECTIONごとの出題履歴
過去10年間の本試験における出題履歴を、出題形式ごとに示しています。単元別の学習配分を決める際や、出題傾向の把握に役立ててください。

択＝五肢択一式
多＝多肢選択式
記＝記述式
※択２＝五肢択一式で２問出題

3　いざ本論学習！　　合格レベルの知識を身につけよう！

いよいよ学習スタート。まずは、「本文」をじっくり、力を入れて読み込みましょう。「側注」についても可能な限り、あわせて読んでください。ただし、負担感があるようなら「本文」のみをまず読むようにしましょう。

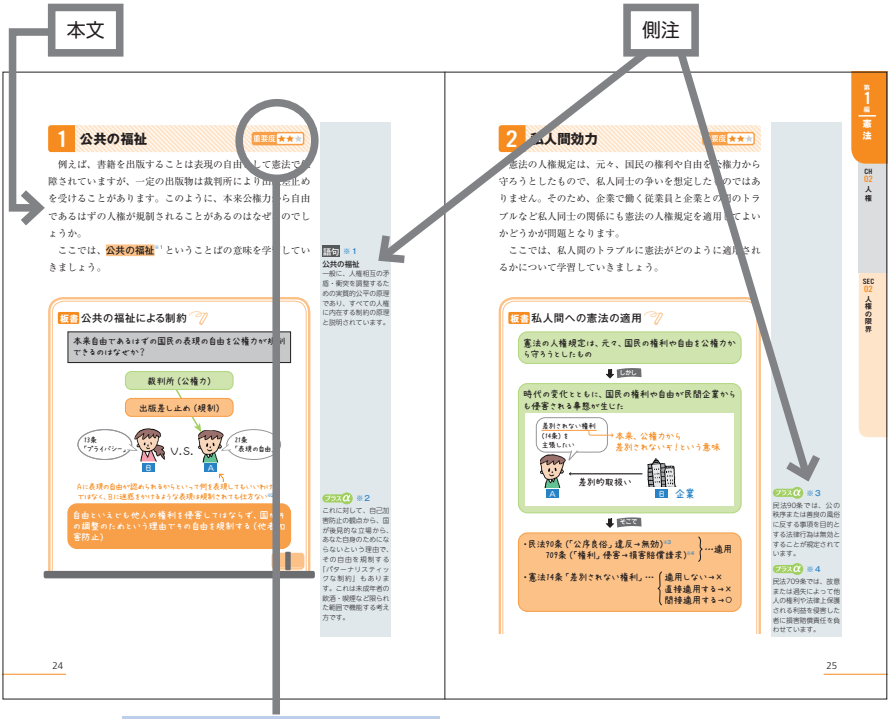

本書は、項目ごとに重要度を３段階で示しています。

★★★　重要度　高
★★　重要度　中
★　重要度　低

本文の要素紹介

本文は、行政書士試験合格に必要な情報だけを掲載。短期間で最大の効果が出せるよう、さまざまな要素を盛り込みました。目にやさしいフルカラーで見た目のメリハリもばっちり。最後まで飽きずに読み進めることができるのもポイントです。

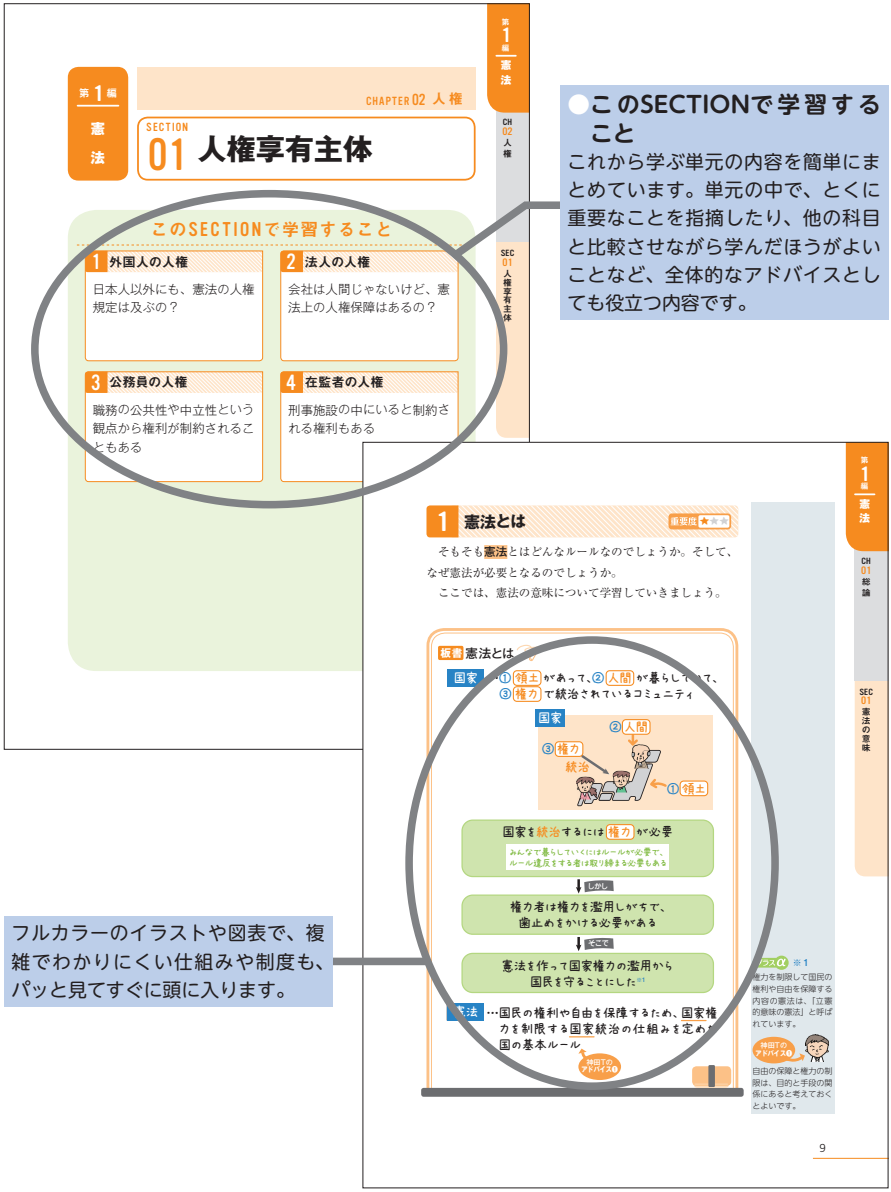

●このSECTIONで学習すること

これから学ぶ単元の内容を簡単にまとめています。単元の中で、とくに重要なことを指摘したり、他の科目と比較させながら学んだほうがよいことなど、全体的なアドバイスとしても役立つ内容です。

フルカラーのイラストや図表で、複雑でわかりにくい仕組みや制度も、パッと見てすぐに頭に入ります。

側注の紹介

本文とリンクさせた側注は、執筆講師からのアドバイス、語句説明や、細かい内容でも本試験で出題が予想される事項などをまとめたものです。

本文と側注の※数字は、原則見開きページ内での通番となっています。同じ数字が対応していますので、確認しながら読み進めていってください。

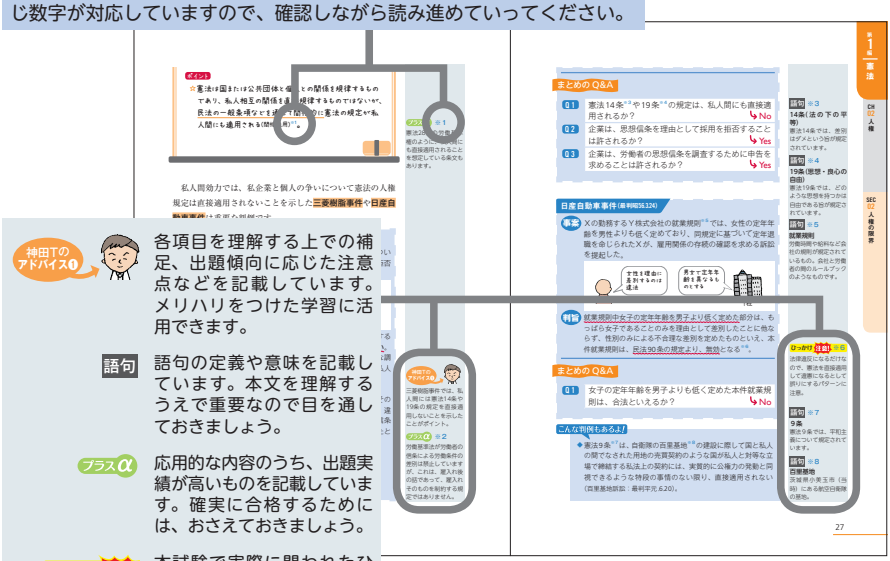

神田下のアドバイス❶

各項目を理解する上での補足、出題傾向に応じた注意点などを記載しています。メリハリをつけた学習に活用できます。

語句

語句の定義や意味を記載しています。本文を理解するうえで重要なので目を通しておきましょう。

プラスα

応用的な内容のうち、出題実績が高いものを記載しています。確実に合格するためには、おさえておきましょう。

ひっかけ 注意!

本試験で実際に問われたひっかけポイントを記載しています。内容を覚える際に非常に有効です。

4　例題で知識を定着！　知識を確実に固めよう！

知識確認のための例題（過去問題）を用意しました。教科書で学んだ知識は、問題での確認が一番定着します。「○×チェック」で、項目ごとに確実にマスターしていきましょう。

問題集にもチャレンジ！

例題で基本的な内容がマスターできたら、「行政書士の問題集（別売り）」にチャレンジしてみましょう。行政書士の問題集は、本試験と同じ形式で問題が構成されています。問題集では、教科書で学んだ知識の応用力を問う問題もあり、最初は難しいと感じるかもしれませんが、あきらめずに前に進めていけば、必ずできるようになります。

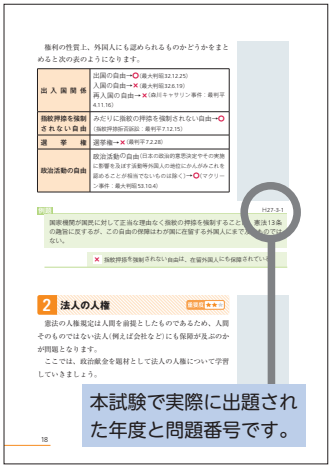

本試験で実際に出題された年度と問題番号です。

とっても便利！ ４冊にバラして使える!!

セパレートBOOK形式

『みんなが欲しかった！行政書士の教科書』は、かなりページ数が多いため、「1冊のままだと、バッグに入れて持ち運びづらい」という方もいらっしゃると思います。

そこで、本書は４分冊とし、分解して使うことができるつくりにしました。

第1分冊：第1編 憲法
第2分冊：第2編 民法
第3分冊：第3編 行政法
第4分冊：第4編 商法、第5編 基礎法学、第6編 一般知識

コンパクトに持ち歩きたい人：次のページのように本を分解して使用できる！

全科目をまとめて持ち歩きたい人：ばらさず一冊で使える！

読者のみなさんは自分が使いやすいように、本を自由にカスタマイズして、自分だけの「本当に欲しかった教科書」を作り上げてください！

４分冊の使い方

★セパレートBOOKの作りかた★

①白い厚紙から、色紙のついた冊子を取り外します。

※色紙と白い厚紙が、のりで接着されています。乱暴に扱いますと、破損する危険性がありますので、丁寧に抜きとるようにしてください。

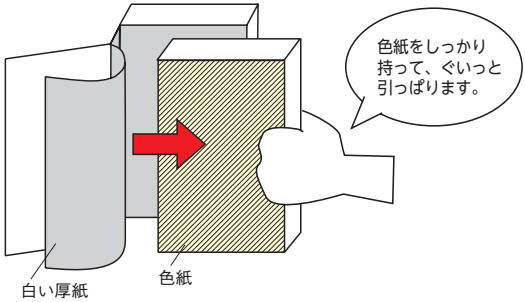

②本体のカバーを裏返しにして、抜きとった冊子にあわせてきれいに折り目をつけて使用してください。

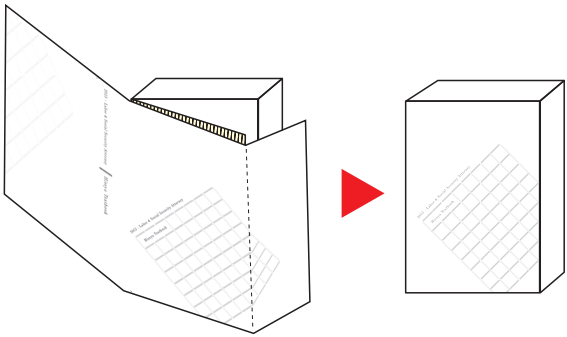

※抜きとるさいの損傷についてのお取替えはご遠慮願います。

CONTENTS

はじめに／ iii　本書の特長と効果的な学習法／ iv
セパレートBOOK形式／ viii　行政書士試験の概要／ x
シリーズ紹介と活用法／ xii
はじめての行政書士試験スタートアップ講座／ xx

第 1 分冊

第 1 編　憲法

学習ガイダンス／2
CHAPTER01　総論 …… 8
01　憲法の意味 …… 8
02　憲法の基本原理 …… 12
CHAPTER02　人権 …… 15
01　人権享有主体 …… 15
02　人権の限界 …… 23
03　幸福追求権 …… 29
04　法の下の平等 …… 35
05　自由権 …… 43
06　受益権（国務請求権） …… 72
07　参政権 …… 76
08　社会権 …… 78
CHAPTER03　統治 …… 85
01　国会 …… 85
02　内閣 …… 99
03　裁判所 …… 106
04　天皇 …… 116
05　財政 …… 119
06　憲法改正 …… 123

第 1 分冊（憲法）さくいん

第２分冊

第２編　民法

学習ガイダンス／126
CHAPTER01　総則 ……136
01　能力 ……136
02　失踪宣告 ……156
03　意思表示 ……160
04　代理 ……175
05　時効 ……201
CHAPTER02　物権 ……216
01　物権 ……216
02　不動産物権変動と登記 ……221
03　占有権 ……239
04　即時取得 ……246
05　所有権 ……251
06　用益物権 ……261
07　担保物権 ……266
CHAPTER03　債権 ……303
01　債権債務関係 ……303
02　債務不履行 ……308
03　債権の保全 ……320
04　債権譲渡 ……331
05　債権の消滅 ……338
06　多数当事者の債権債務関係 ……351
07　契約総論 ……373
08　契約各論 ……381
09　契約以外の債権発生原因 ……408
CHAPTER04　親族・相続 ……428
01　親族 ……428
02　相続 ……444

第２分冊（民法）さくいん

第３分冊

第３編　行政法

学習ガイダンス／460
CHAPTER01　行政法の一般的な法理論 ……470
01　行政法の基本原理 ……470
02　公法と私法 ……475
03　行政組織 ……480
04　行政行為 ……493
05　行政行為以外の行政作用 ……508
06　行政強制・行政罰 ……526
CHAPTER02　行政手続法 ……533
01　総則 ……533
02　処分 ……539
03　行政指導、届出、命令等制定 ……553
CHAPTER03　行政不服審査法 ……561
01　総則 ……561
02　審査請求 ……569
03　教示 ……585
CHAPTER04　行政事件訴訟法 ……589
01　行政事件訴訟の類型 ……589
02　処分取消訴訟 ……596
03　取消訴訟以外の訴訟 ……621
04　教示 ……636
CHAPTER05　国家賠償・損失補償 ……639
01　国家賠償請求 ……639
02　損失補償 ……650
CHAPTER06　地方自治法 ……654
01　地方公共団体 ……654
02　住民の権利 ……660
03　地方公共団体の機関 ……669
04　条例・規則 ……678
05　公の施設 ……682
06　国の関与 ……686

第３分冊（行政法）さくいん

第４分冊

第４編　商法

学習ガイダンス／694
CHAPTER01　商法 ……698
01　商法総則 ……698
02　商行為 ……707
CHAPTER02　会社法 ……717
01　総論 ……717
02　株式会社の設立 ……722
03　株式 ……731
04　会社の機関 ……744
05　剰余金の配当 ……767
06　組織再編 ……771

第５編　基礎法学

学習ガイダンス／780
CHAPTER01　法学 ……784
01　法律用語 ……784
02　法の名称 ……798
CHAPTER02　裁判制度 ……802
01　裁判所 ……802
02　裁判外紛争処理（ADR） ……812

第６編　一般知識

学習ガイダンス／818
CHAPTER01　政治 ……824
01　国内の政治 ……824
02　国際政治 ……843
CHAPTER02　経済 ……857
01　財政 ……857
02　経済 ……871
CHAPTER03　社会 ……883
01　環境問題 ……883
02　社会保障 ……889
03　雇用・労働 ……897

CHAPTER04　情報通信・個人情報保護 ……902
01　情報通信 ……902
02　個人情報保護 ……924
CHAPTER05　文章理解 ……936
01　文章理解 ……936

第４分冊（商法・基礎法学・一般知識）さくいん

はじめての行政書士試験
スタートアップ講座

はじめての行政書士試験スタートアップ講座

学習マップ

行政書士試験の全科目関係を一覧にすると、こんな感じ！

憲法や行政法みたいに、国や役所と国民との間の法律関係を公法って呼ぶよ！

第1編 憲法

総論

法の下の平等
自由権
受益権
参政権
社会権
⋮
人権

国会
内閣
裁判所
統治

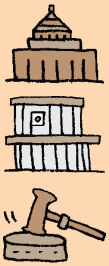

関連あり

関連あり

第3編 行政法

行政組織や行政法の基本ルール

行政法の一般的な法理論

行政手続法
行政不服審査法
行政事件訴訟法
国家賠償・損失補償
地方自治法

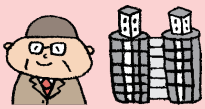

第2編 民法

財産

- 総則
- 物権
- 債権

家族

- 親族
- 相続

商人についての特別なルール →

第4編 商法

個人商店

- 商法

株式会社

- 会社法

関連あり →

第5編 基礎法学

- 法学
- 裁判制度

裁判員制度は基礎法学で学習するよ！

第6編 一般知識

- 政治
- 経済
- 社会
- 情報通信・個人情報保護
- 文章理解

時事ネタも出るよ！

はじめての行政書士試験スタートアップ講座

科目別ざっくりガイド

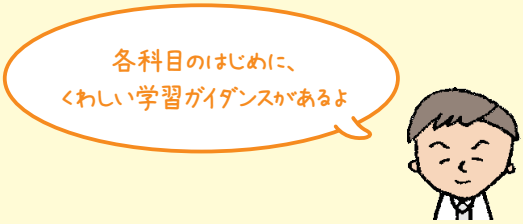

第1編 憲法

憲法（正式名は「日本国憲法」）とは、日本における法（ルール）の中で**最高位に位置**する一番大切な（根本的な）法です。

憲法は、全体に共通する**基本原理**を定めた総論、**国民の権利**について定めた人権、**国の政治の仕組み**について定めた統治の3つに分けることができます。

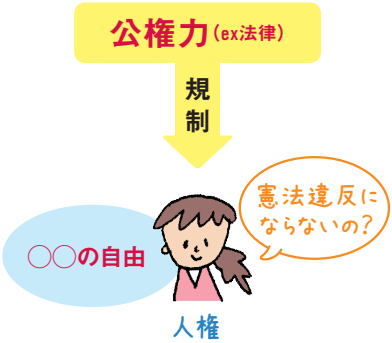

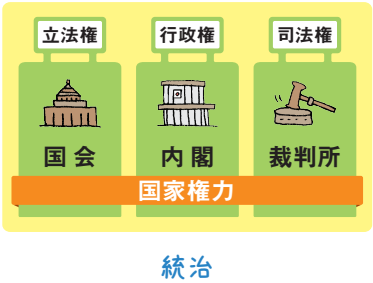

試験対策

総論はあまり試験に出ません。人権は判例、統治は条文を中心に学習します。

第2編 民法

民法とは、一般市民同士の**市民社会取引**について定めた法律です。

民法は、総則、物権、債権、親族、相続の5つのまとまりで構成されています。そして、総則・物権・債権をまとめて**財産法**、親族・相続をまとめて**家族法**といいます。したがって、民法は、財産や家族といった日常生活に関する身近な法律といえます。

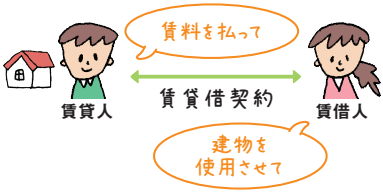

財産法

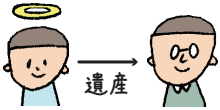

家族法

試験対策 具体的な事例が与えられて、それをどのように取り扱うか、という事例問題が出題の中心で、記述式問題も2題あります。事例問題対策には、簡単な図を書くのも効果的です。

第3編 行政法

行政機関

公務員

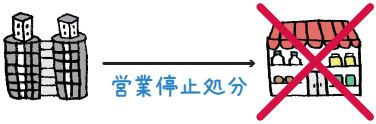

首長

議会

行政法は、憲法と民法と違って、「行政法」という名称の法律が存在するわけではありません。行政法とは、**行政（行政権）に関するすべての法令の総称**で、行政に関する法全体を学習する科目になります。

行政書士試験の行政法では、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償・損失補償、地方自治法が出題の中心とされています。行政法の一般的な法理論は具体的な法律すべてに共通するルールが中心で、他の5つは具体的な法律そのものが中心です。

試験対策 最も出題数が多く、配点も高い、最重要科目です。

第1編

憲法

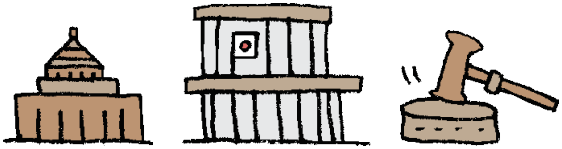

憲　法

学習ガイダンス

憲法は、❶全体に共通する基本原理を定めた総論、❷国民の権利について定めた人権、❸国の統治の仕組みについて定めた統治というチャプターに分けて学習していきます。

全体像

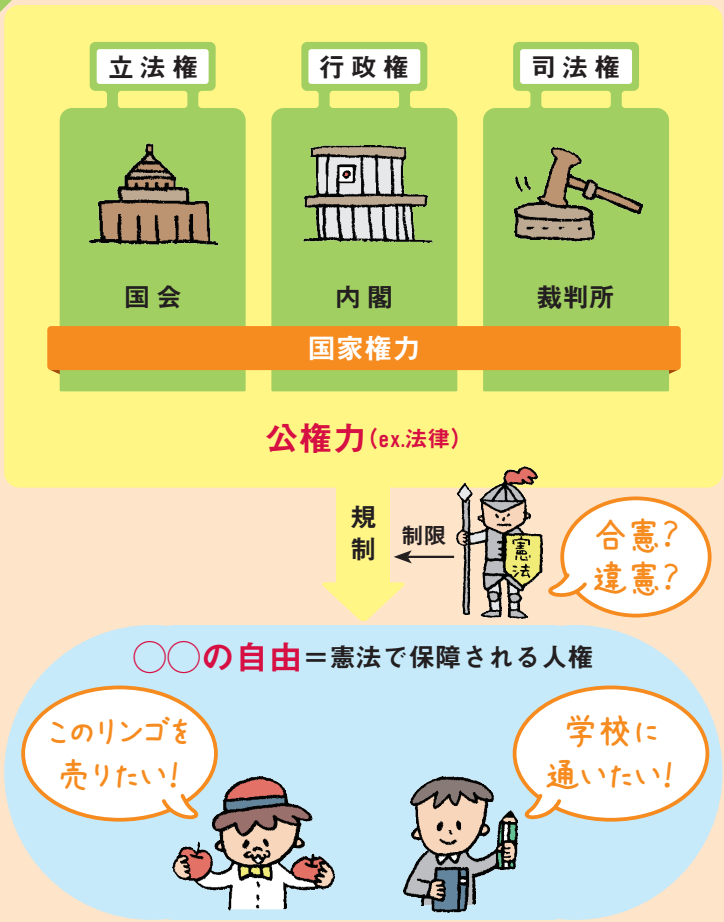

CHAPTERの特徴

CHAPTER 01 総論

憲法

自由の基礎法
人権を尊重するルール

制限規範
国家権力を制限するルール

最高法規
国の最高位に位置するルール

憲法とはどのようなルールなのか、なぜ憲法が必要なのか、憲法の基本原理とは何かを学びます。

SECTION 1 憲法の意味

自由の保障 ＋ **権力を制限** → **憲法**

憲法は、国民の権利や自由を保障するため、国家権力を制限することを内容としたルールです。その憲法の特徴について学習します。

SECTION 2 憲法の基本原理

人権尊重
憲法
国民主権　**平和主義**

人権の尊重を目的とし、平和主義の下、国民主権による政治を行うことが憲法の基本原理です。ここでは、主権概念の整理などを行います。

CHAPTER 02 人 権

公権力（ex法律）
↓
規制

国民に保障された人権が公権力から規制を受ける場合、その規制が許されるかどうかを学習します。判例の結論を押さえながら、①国民にはどんな人権があり、②その制約は合憲か違憲かを見ていきましょう。

SECTION① 人権享有主体

国民ではない外国人にも人権保障があるかや、人間ではない法人、公務員や在監者、未成年者の場合はどうかを学習します。

SECTION② 人権の限界

公権力が国民の人権を制約できる根拠は何か、公権力ではなく、私企業が国民の人権を侵害する場合に憲法問題として扱えるかどうかを学習します。

SECTION③ 幸福追求権

憲法14条以下には明記されていない権利も、憲法上の人権といえるかどうかを学習します。例えば、肖像権やプライバシーがこれにあたります。

SECTION④ 法の下の平等

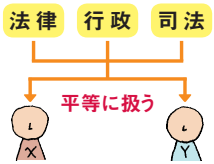

例えば、法律で各人の取扱いに差異を設けた場合に、性別や社会的身分による差別となり許されないのではないか、といったことを学習します。

SECTION⑤ 自由権

どのような表現をするかやどのような職業を選択するかは自由のはずであり、公権力がこれを規制することが許されるかどうかを学習します。

SECTION⑥ 受益権(国務請求権)

国に希望を述べたり、裁判をやってもらったり、損害賠償請求や刑事補償請求をする権利について学習します。

SECTION⑦ 参政権

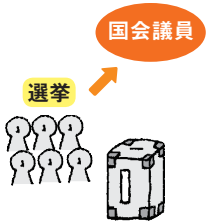

政治参加の権利である選挙権などについて学習します。

SECTION⑧ 社会権

弱者保護の視点から、自分で所得を稼げない者の権利や、子どもが学習する権利、使用者に比べ立場の弱い労働者の権利について学習します。

CHAPTER 03 統治

憲法は国家権力を制限するルールですが、その国家権力である国会・内閣・裁判所がそれぞれどんな仕事をするのかを学びます。条文知識を覚えることが中心です。

SECTION 1 国 会

国会は何をするところで、どんな仕組みで活動しているか、衆議院・参議院の仕事は何か、国会議員にはどんな特権があるかを学習します。

SECTION 2 内 閣

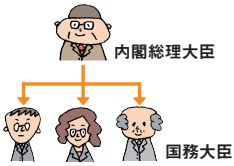

内閣はリーダーたる内閣総理大臣とメンバーたる国務大臣で構成されますが、内閣は何をするところか、内閣総理大臣の仕事は何かを学習します。

SECTION 3 裁判所

裁判所は法律上の争訟の裁判をするところですが、裁判所の組織、裁判官の身分保障、裁判所ができることは何かを学習します。

SECTION 4 天 皇

天皇は象徴であって非政治的存在であることを念頭に置き、天皇はどんな仕事をしているかを学習します。

SECTION 5 財 政

H29.4.1 ～H30.3.31
平成29年度

税制の変更についてのルールや、一会計年度の収支の見積もりである予算、その報告である決算について学習します。

SECTION 6 憲法改正

憲法改正には、法改正よりも厳格な手続が必要とされていますが、どのような手続で改正されるかを学習します。

傾向と対策

憲法は、例年、**五肢択一式５問**(1問4点)と**多肢選択式１問**(1問8点)が出題されています(28点)。学習内容は、大別すると「人権」と「統治」になります。「人権」パートでは裁判所の示した判断である判例の知識を覚えること、「統治」パートでは日本国憲法に書かれている条文の知識を覚えることが学習の中心になります。

五肢択一式

人権分野は、「○○○に関する次の1～5の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものはどれか」というタイプの問題への対応を意識し、**判例知識の蓄積**を学習の中心に置きましょう。判例は、①憲法上の話として何が問題となっているのか(誰のどんな人権が制約されているか)、②公権力(法律、行政処分、裁判所の命令など)による制約は果たして妥当といえるのか、それとも行き過ぎた制約やする必要のない制約になってしまっていないか、といった視点で読んでいくとよいでしょう。

一方、統治分野では、憲法41条～96条を中心に**条文知識**を覚えていく必要があります。条文暗記にあたっては、「○○の仕事は誰が行っているのか」を意識するとよいでしょう。例えば、内閣総理大臣を指名するのは国会の仕事ですが、内閣総理大臣を任命するのは天皇の仕事になっています。主語を正確に覚えていれば、問題文の記述に「内閣総理大臣の指名が天皇の仕事である」とあれば、「×」と判断できます。

多肢選択式

憲法では、例年1問、多肢選択式の出題があります。多肢選択式は、問題文にア・イ・ウ・エの4つの空欄があり、問題文の下欄に書かれている20個の選択肢の中から空欄を埋めるのに適切なものを選択し、アには1、イには2、ウには3、エには4というように、その番号をマークする形式です。平成28年、27年、26年とも**判例を題材**にした問題が出題されています。多肢選択式対策においても、**判例知識を蓄積**しておくことが有効です。

SECTIONごとの出題履歴

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1 総論	1 憲法の意味			択							
	2 憲法の基本原理										
2 人権	1 人権享有主体	択				択				択	
	2 人権の限界		択		択			択			
	3 幸福追求権					択			択		択
	4 法の下の平等	多			択		択	択	択		択
	5 自由権	択	多	択3	択	択・多		択・多	択	多	択・多
	6 受益権(国務請求権)										
	7 参政権										
	8 社会権		択				択・多			択	
3 統治	1 国　会		択	択	多	択		択			択
	2 内　閣	択		多			択		択		
	3 裁判所	択							多	択	択
	4 天　皇										
	5 財　政	択			択		択			択	
	6 憲法改正										
その他総合問題			択2		択	択	択	択	択	択	

SECTION 01 憲法の意味

このSECTIONで学習すること

1 憲法とは

憲法ってどんなルールなの？

2 憲法の特徴

❶国民の権利を守る
❷国家権力を制限する
❸国の最高法規

3 三権分立

立法権は**国会**
行政権は**内閣**
司法権は**裁判所**
で担当

1 憲法とは

重要度 ★☆☆

そもそも**憲法**とはどんなルールなのでしょうか。そして、なぜ憲法が必要となるのでしょうか。

ここでは、憲法の意味について学習していきましょう。

板書 憲法とは

国家…①領土があって、②人間が暮らしていて、③権力で統治されているコミュニティ

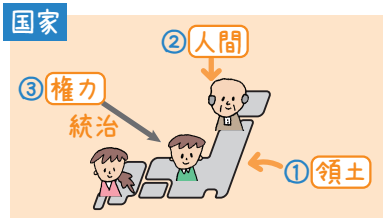

国家を統治するには権力が必要

みんなで暮らしていくにはルールが必要で、ルール違反をする者は取り締まる必要もある

↓ しかし

権力者は権力を濫用しがちで、歯止めをかける必要がある

↓ そこで

憲法を作って国家権力の濫用から国民を守ることにした※1

憲法…国民の権利や自由を保障するため、国家権力を制限する国家統治の仕組みを定めた国の基本ルール

神田Tのアドバイス❶

プラスα ※1

権力を制限して国民の権利や自由を保障する内容の憲法は、「立憲的意味の憲法」と呼ばれています。

神田Tのアドバイス❶

自由の保障と権力の制限は、目的と手段の関係にあると考えておくとよいです。

2 憲法の特徴

重要度★☆☆

世の中には、憲法の他にも民法や刑法といった**法律**※1というルールもあります。

ここでは、憲法の特徴を確認し、憲法と法律はどちらが優位するのかについて学習していきましょう。

〈憲法の特徴〉

❶自由の基礎法	憲法は国民の権利や自由の保障のために作られたルール
❷制限規範	憲法は国家権力を制限するルール
❸最高法規	憲法は国の最高位に位置するルール → 憲法に反する法律は無効になる

語句 ※1

法律

法律は社会秩序を守るためのルールです。国会によって制定されます。

…法律の改正は国会だけで行えますが、憲法の改正には国民投票が必要です。

憲法が最高法規と呼ばれる意味について見てみましょう。

板書 最高法規

☆憲法と法律には上下関係がある
↓
☆下のルールは上のルールに違反してはいけない
↓
☆法律は憲法に適合する内容でなければならない
憲法に違反する＝違憲※2

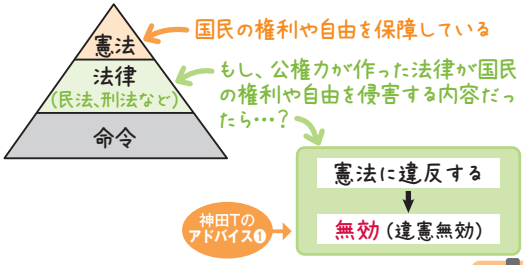

語句 ※2
違憲（合憲）
憲法に違反することを「**違憲**」、憲法に違反しないことを「**合憲**」と呼びます。

例えば、非嫡出子（法律上婚姻関係にない男女から生まれた子）の相続分を嫡出子の半分とする民法の規定が違憲無効と判断されたことがあります。

3 三権分立

重要度★☆☆

権力は一極に集中すると濫用のおそれがあるため、権力は分立させた方がよいと考えられています。

具体的には、国家権力は**❶立法権**、**❷行政権**、**❸司法権**に分け、それを**❶国会**、**❷内閣**、**❸裁判所**が担当するものとされています。

SECTION 02 憲法の基本原理

このSECTIONで学習すること

1 憲法の三大原理

❶基本的人権の尊重
❷国民主権
❸平和主義

2 主権概念

国民主権とは「政治の主役が国民」ということ！

1 憲法の三大原理

重要度★☆☆

憲法の三大原理には、❶**基本的人権の尊重**※1、❷**国民主権**※2、❸**平和主義**※3があります。

ここでは、基本的人権の尊重と国民主権の関係、そして人権を守るためにはどんな統治システムが望ましいのかを見てみましょう。

板書 基本的人権の尊重と国民主権の関係

基本的人権

…人が生まれながらにして有するとされる権利

人権を守るためには、統治の仕組みはどちらがよい？

- ✕ 王様のような権力者に政治を任せる（君主主権）
- ○ 自分たちでルールを決めて政治を行う（国民主権）

こっちのほうがいい

ただし

みんなで集まって決めること（直接民主政）は物理的に難しい

そこで

代表者を選挙で選んで、代表者に決めてもらうことにした　間接民主政を採用

語句 ※1
基本的人権の尊重
人権は人間として生まれれば当然に有するものであり、国家はこれを侵害してはならないこと。

語句 ※2
国民主権
国の政治のあり方を最終的に決定する力や権威は国民にあること。
…「政治の主役は国民である」ことを意味します。

語句 ※3
平和主義
戦争についての深い反省に基づき、戦争の放棄を宣言すること。

2 主権概念

重要度★☆☆

「主権」には、**❶国家の統治権、❷国家権力の最高独立性、❸国政の最高決定権**の意味があります。

板書 主権概念の意味

主権
- ①国家の統治権
- ②国家権力の最高独立性
- ③国政の最高決定権

神田Tのアドバイス❶

例1 ○○の島の主権は日本国にある → ①の意味

例2 主権は国民に存する → ③の意味

上記3つの主権概念はそれぞれ下記のように具体化されています。

〈主権概念の具体例〉

意味	❶国家の統治権	❷国家権力の最高独立性	❸国政の最高決定権
具体例	・日本国ノ**主権**ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ（ポツダム宣言※1）	・政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の**主権**を維持し、他国と対等に立たうとする各国の責務であると信ずる（前文第3段落）	・ここに**主権**が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する（前文第1段落） ・天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、**主権**の存する日本国民の総意に基く（1条）

①は領土、②は独立国家、③は政治の主役と言葉を置き換えて、具体例がどれにあてはまるかを確認すると覚えやすい！

語句 ※1
ポツダム宣言
日本への降伏要求の最終宣言。1945年8月に日本が受諾した。

第1編 憲法

CHAPTER 02 人権

SECTION 01 人権享有主体

このSECTIONで学習すること

1 外国人の人権

日本人以外にも、憲法の人権規定は及ぶの？

2 法人の人権

会社は人間じゃないけど、憲法上の人権保障はあるの？

3 公務員の人権

職務の公共性や中立性という観点から権利が制約されることもある

4 在監者の人権

刑事施設の中にいると制約される権利もある

1 外国人の人権

重要度★★★

憲法で人権について規定している第3章の名称が「国民の権利及び義務」となっているため、日本国民ではない外国人に憲法で保障されている人権規定が適用されるのかが問題となります。例えば、在留外国人でも政治活動をする自由が保障されているのかといったことが問題となります。

板書 外国人の人権

ポイント

☆日本国憲法で規定されている人権規定は、権利の性質上可能な限り、在留外国人にも保障される

↑日本国民のみを対象としているものを除いて

外国人の人権については、外国人に対して日本国憲法の人権が保障されるかどうかを示した**マクリーン事件**は重要な判例です。

マクリーン事件（最大判※1 昭53.10.4）

事案 在留期間1年として日本に入国し、在留期間中政治活動を行っていたアメリカ人のXが、在留期間の延長を求めて法務大臣に査証※2の更新の申請をしたところ、更新が不許可とされた事件です。

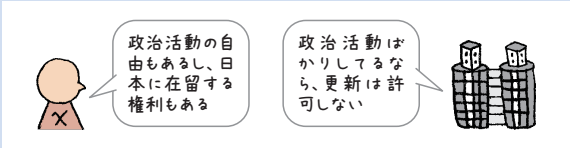

判旨 権利の性質上、日本国民のみをその対象としているものを除けば、在留外国人にも日本国憲法の人権保障は及ぶ。そして、**政治活動をする自由**は、日本の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認め

語句 ※1

最大判
最高裁判所の大法廷*の判決の略
＊大法廷は15人全員の裁判官の合議で裁判されるところ。

語句 ※2

査証（ビザ）
自国に入国しようとする外国人が、入国しても問題ない人物かどうかをチェックする身元審査のこと。

ることが相当でないと解されるものを除き、在留外国人にもその保障が及ぶ。一方、**入国の自由**や引き続き在留することを要求する権利は保障されていない。※3なお、在留期間の更新の許可・不許可の判断は法務大臣の裁量※4に任されている。

まとめのQ&A

Q1 権利の性質上、日本国民のみをその対象としているものを除き、在留外国人にも日本国憲法の人権保障は及ぶか？ ↳ Yes

Q2 外国人に入国の自由や在留の権利は保障されるか？ ↳ No

Q3 外国人に政治活動をする権利は保障されるか（日本の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないと解されるものは除く）？ ↳ Yes

Q4 在留期間の更新の許否は法務大臣の裁量といえるか？ ↳ Yes

こんな判例もあるよ！

◆**地方選挙権**については憲法上保障されているものではないが、法律をもって定住外国人に**選挙権を付与する措置を講ずることは可能**である（最判※5平7.2.28）※6。

◆**社会保障上**の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができ、限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、**自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される**（塩見訴訟：最判平元.3.2）。

◆外国人が、公権力の行使に当たる行為を行うことなどを職務とする地方公務員に就任することは、日本の法体系の想定するところではなく、地方公共団体が、**日本国民である職員に限って管理職に昇任**することができることとする措置を執ることは、憲法14条1項に違反しない（外国人職員昇任試験拒否訴訟：最大判平17.1.26）。

プラスα ※3
在留期間中、憲法の基本的人権の保障を受ける行為でも、在留期間の更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障は含まれません。

語句 ※4
裁量
その人の考えにより判断・処理すること。

語句 ※5
最判
最高裁判所の小法廷*の判決の略
＊小法廷は5人の裁判官の合議で裁判されるところ。

プラスα ※6
93条2項では、知事・市町村長や地方議会の議員の選挙は住民の直接選挙によることとされていますが、この「住民」には外国人は含まれません。

権利の性質上、外国人にも認められるものかどうかをまとめると次の表のようになります。

出入国関係	出国の自由→○（最大判昭32.12.25） 入国の自由→×（最大判昭32.6.19） 再入国の自由→×（森川キャサリン事件：最判平4.11.16）
指紋押捺を強制されない自由	みだりに指紋の押捺を強制されない自由→○（指紋押捺拒否訴訟：最判平7.12.15）
選挙権	選挙権→×（最判平7.2.28）
政治活動の自由	政治活動の自由（日本の政治的意思決定やその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものは除く）→○（マクリーン事件：最大判昭53.10.4）

例題 H27-3-1

国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反するが、この自由の保障はわが国に在留する外国人にまで及ぶものではない。

× 指紋押捺を強制されない自由は、在留外国人にも保障されている。

2 法人の人権

重要度★★☆

憲法の人権規定は人間を前提としたものであるため、人間そのものではない法人（例えば会社など）にも保障が及ぶのかが問題となります。

ここでは、政治献金を題材として法人の人権について学習していきましょう。

板書 法人の人権

ポイント

☆日本国憲法で規定されている人権規定は、権利の性質上可能な限り、法人にも保障される

法人の人権では、強制加入団体※1における政治献金について判断した**南九州税理士会政治献金事件**は重要な判例です。

南九州税理士会政治献金事件（最判平8.3.19）

事案 強制加入団体である南九州税理士会が、税理士法の改正運動に関して政治献金をするために、会員である税理士から特別会費を徴収する決議を行ったが、会員である税理士Xらが本件決議は無効であるとして争った。

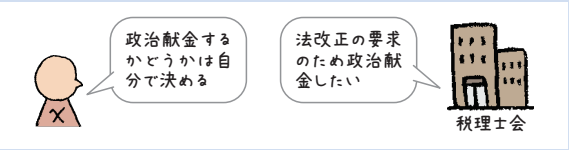

判旨 強制加入団体である税理士会が政党などの政治団体に金員を寄付することは、たとえ法改正の要求を実現するためのものであっても、税理士会の**目的の範囲外の行為**である。
そのため、政党などの政治団体に金員の寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の税理士会の総会決議は無効である。

まとめのQ&A

Q1 政党などの政治団体に金員を寄付することは税理士会の目的の範囲内といえるか？ ↳No

Q2 政党などの政治団体に金員を寄付するために特別会費を徴収する旨の税理士会の総会決議は有効といえるか？ ↳No

語句 ※1
強制加入団体
加入が法律で義務付けられている団体。例えば、○○士と名乗って仕事をするなら○○士会に登録しなければならない。

こんな判例もあるよ!

◆**株式会社**は、政治的行為の自由を有し、**政治資金の寄付**もその一環である(八幡製鉄事件：最大判昭45.6.24)。

◆**群馬司法書士会**が、阪神淡路大震災により被災した兵庫県司法書士会に対し、**復興支援拠出金を寄付**することは、目的の範囲内の行為といえる(群馬司法書士会事件：最判平14.4.25)。

神田Tのアドバイス❶

同じ強制加入団体でも結論が異なっているのは、政治色のある献金だと、個人の政治思想に基づいて判断すべきとの要請が強く働くからです。

法人が献金をすることができるかどうかについて、南九州税理士会事件、八幡製鉄事件、群馬司法書士会事件をまとめると次のようになります。

神田Tのアドバイス❷

「強制加入団体」と「政治献金」の２つがそろうと、認められなくなります。

	強制加入団体かどうか	寄付の性質	寄付の可否
株式会社	強制加入ではない	政治献金	○
税理士会	強制加入	政治献金	×
司法書士会	強制加入	復興支援金	○

3 公務員の人権

重要度★★☆

公務員も人間である以上、人権保障は及びますが、職務の公共性や地位の特殊性といった観点から、一般国民よりも広くその人権を制約することが許されるのかが問題となります。

ここでは、公務員の人権制限について学習していきましょう。

公務員の人権では、公務員の政治活動を禁止した法律の合憲性が争われた**猿払事件**は重要な判例です。

猿払事件（最大判昭49.11.6）

事案 北海道猿払村の公務員だったXが、特定の政党を応援する目的で、勤務時間外に、選挙ポスターの掲示や配布などの政治活動をしていたところ、公務員の政治活動を禁止した国家公務員法102条等に反するとして起訴された。

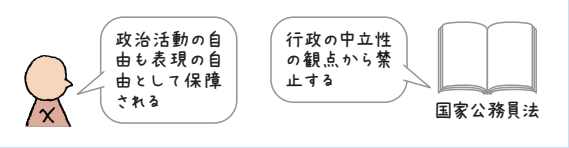

判旨 **公務員に対する政治的行為の禁止**が合理的で必要やむをえない限度にとどまるものか否かは、①禁止の目的、②その目的と禁止される政治的行為との関連性、③政治的行為を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡の三点から検討する。
そして、公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが勤務時間の内外、国の施設の利用の有無等を区別することなく禁止するものであっても、憲法21条1項に**違反しない**※1。

まとめのQ&A

Q1 公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、合憲か？ ↳ Yes

こんな判例もあるよ！

◆裁判所法が、**裁判官に「積極的に政治運動をすること」を禁止**することは、その禁止の目的が正当であって、その目的と禁止との間に合理的関連性があり、禁止により得られる利益と失われる利益との均衡を失するものではないから、憲法21条1項に**違反しない**（寺西裁判官事件：最大決平10.12.1）。

ひっかけ 注意！ ※1
一律に禁止しているところがポイント！　勤務時間外や国の施設を利用しないなら政治的行為は禁止されないとして誤りとするパターンに注意。

4 在監者の人権

重要度★☆☆

在監者も人間である以上、人権保障は及びますが、罪証隠滅や逃亡防止、監獄内の規律や秩序の維持といった観点から、一般国民よりも広くその人権を制約することが許されるのかが問題となります。

ここでは、在監者の人権制限について学習していきましょう。

在監者の人権では、未決勾留者[※1]の閲読の自由の制限の合憲性が争われた**よど号ハイジャック**[※2]**新聞記事抹消事件**は重要な判例です。

よど号ハイジャック新聞記事抹消事件（最大判昭58.6.22）

事案 拘置所に勾留されていたXらは、私費で新聞を購読していたが、拘置所長が、よど号ハイジャック事件に関する記事を塗りつぶした新聞を配付した。これに対して、Xらが、知る権利を侵害されたとして、国家賠償請求訴訟を提起した。

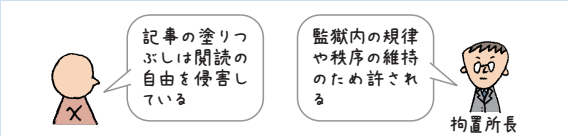

判旨 新聞等の**閲読の自由**を監獄内の規律および秩序維持のために**制限**する場合、具体的事情の下において当該閲読を許すことにより規律および秩序維持上放置することができない程度の障害が生ずる相当の蓋然性[※3]があると認められるときに限り、その障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲において制限することは、憲法21条1項に**違反しない**。

まとめのQ&A

Q1 拘置所長による本件新聞記事の抹消は、合憲か？

↳ Yes

語句 ※1
未決勾留
犯罪容疑で逮捕された者が、判決が確定するまでの間、刑事施設に勾留されている状態のこと。

語句 ※2
よど号ハイジャック事件
1970年に赤軍派が日本航空便をハイジャックした事件。

語句 ※3
蓋然性（がいぜんせい）
ある事柄が起こり得る確からしさ・確実性の度合いのこと。

執筆者

神田理生
（ＴＡＣ行政書士講座専任講師）

1975 年 8 月大阪府生まれ。
ＴＡＣ行政書士講座での講師歴は 10 年以上となる。まったくの初学者から合格レベルに達するまでの道筋を示し、初学者が躓きやすい箇所もケアしつつ、多くの初学者を合格へと導いてきた。
ＴＡＣ出版からの著書には、「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」「みんなが欲しかった！行政書士の問題集」「みんなが欲しかった！行政書士の最重要論点 150」「行政書士　講義生中継　憲法」などがある。

編集協力

滝澤　ななみ

本文イラスト

matsu（マツモト　ナオコ）

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2017年度版　みんなが欲しかった！行政書士の教科書

発行日　2017 年 2 月 20 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（行政書士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2017

管理コード　　06925P-00

〈ご注意〉
　本書は，「著作権法」によって，著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき，無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると，著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合，および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には，小社宛許諾を求めてください。